

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【門司区役所まちづくり整備課】2
- 徴収事務の委託（5件）【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】3

北九州市告示第203号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月27日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社内外美装	北九州市小倉北区青葉二丁目1番15号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立旧百三十銀行ギャラリーにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月27日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体 代表企業 公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町1番35号北九州市立商工貿易会館6階	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第 205 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 206 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立門司市民会館及び北九州市立若松市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
共同企業体グループ A 2 K 代表企業 朝日建物管 理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区室町 一丁目 1 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日ま で

北九州市告示第 207 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州芸術劇場、北九州市立響ホール及び北九州市立大手町練習場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目 1 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日ま で

北九州市告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

令和2年4月27日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社黒崎コミュニ ティサービス	北九州市小倉北区米町 二丁目2番1号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日ま で